

【報告】 実行委員会会則等の一部改正について

第 6 9 回全国植樹祭福島県実行委員会会則 新旧対照表

新		旧	
別表 3 (第 1 4 条関係)		別表 3 (第 1 4 条関係)	
事務局職名	機関・団体・役職名	事務局職名	機関・団体・役職名
事務局長	福島県農林水産部 <u>全国植樹祭推進室長</u>	事務局長	福島県農林水産部 <u>森林保全課長</u>
出納責任者	福島県農林水産部 <u>全国植樹祭推進室主幹</u> (全国植樹祭担当)	出納責任者	福島県農林水産部 <u>森林保全課主幹</u> (全国植樹祭担当)
会計責任者	福島県農林水産部 <u>全国植樹祭推進室主任主査</u> (総務担当)	会計責任者	福島県農林水産部 <u>森林保全課主任主査</u> (行事計画担当)
物品管理責任者	福島県農林水産部 <u>全国植樹祭推進室主任主査</u> (企画広報担当)	物品管理責任者	福島県農林水産部 <u>森林保全課主任主査</u> (会場整備担当)
会計事務担当者	福島県農林水産部 <u>全国植樹祭推進室担当職員</u>	会計事務担当者	福島県農林水産部 <u>森林保全課全国植樹祭担当職員</u>
<p>附 則</p> <p>1 この会則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。</p>		<p>_____</p>	

第 6 9 回全国植樹祭福島県実行委員会事務局規程 新旧対照表

新	旧
<p>(設 置)</p> <p>第 2 条 事務局は、福島県農林水産部<u>全国植樹祭推進室内</u>に置く。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>(設 置)</p> <p>第 2 条 事務局は、福島県農林水産部<u>森林保全課内</u>に置く。</p> <p>_____</p>